

開催日時	令和 3 年 5 月 7 日（金） 15:00～16:50（休憩 15:07～16:40）
開催場所	堺市議会第 1・第 2 委員会室
出席議員	[座長] 宮本恵子議長、[副座長] 米田敏文副議長 西村昭三議会運営委員長、西哲史議会運営副委員長 的場慎一議員（大阪維新の会堺市議会議員団） 吉川敏文議員（公明党堺市議団） 池尻秀樹議員（自由民主党・市民クラブ） 吉川守議員（堺創志会） 石本京子議員（日本共産党堺市議会議員団） 長谷川俊英議員
事務局職員	大成議会事務局次長、矢幡議会事務局次長 辻総務課長、古下総務課長補佐 高橋議事課長、戸井議事課長補佐 仲村調査法制課長、川中調査法制課長補佐、瀧本調査法制課副主査
案件 及び意見	別紙のとおり

1. 会議の運営について

○会議の公開について

[宮本座長より説明]

- ・ 案件によっては、個人情報等に関する内容や、特定の区・地域の情報など、通常公開されない情報が含まれることも想定した対応が必要と考えており、昨年、開催した議会BCP会議と同様、「原則公開とし、案件によっては非公開とする」扱い。
- ・ インターネット中継は行わない扱い。
- ・ 傍聴については、同様に「議会運営委員会に準じる扱い（5人）」とする。

[協議結果]

- ・ 座長案のとおり合意した。

○会議の結果について

- ・ 本日の会議の内容は、記録抄として議会事務局から各議員へメール送信する。また、議会ホームページにも掲載することとした。

2. 5月定例会の議事運営について

○役員選出期間中の全議員待機の取り扱いについて【資料1】

[宮本座長より説明]

- ・ 5月14日から25日は役員選出期間中となるため、通常は全議員待機となるが、【資料1】「2.（1）」に記載のとおり、全議員待機はかけない扱いとし、待機する議員は必要最小限にとどめるよう、各会派内において調整していただきたい。

[協議結果]

- ・ 座長案のとおり合意した。

○質疑・質問の持ち時間について

[宮本座長より説明]

- ・ 前回の2月定例会と同様に、3分の2を目安としたいと考えている。
（【資料1】「2.（4）及び（5）」に記載内容のとおり）

[協議結果]

- ・ 座長案のとおり合意した。

○新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する質疑・質問の取り扱いについて

[宮本座長より説明]

- ・ 2月定例会と同様に、5月定例会（本会議・常任委員会）においても、【資料1】「2.（2）」に記載のとおり、3課（感染症対策課・健康医療推進課・衛生研究所）に対しては、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等に関する質疑・質問は行わない扱いとしたい。

[協議結果]

- ・ 座長案のとおり、合意した。

本件5月定例会の議事運営については、本日合意した内容【資料1】を5月14日の議会運営委員会で確認する扱い。

3. 市当局からのワクチン接種に関する情報提供及び市当局への要望等の申し入れについて

[宮本座長より説明]

- ・ 市当局からのワクチン接種に関する情報提供について、また、市当局への要望等の申し入れについては、4月23日発出の文書において、継続して協力いただいているところであるが、このことについて、引き続き協力いただきたい。

[結果]

- ・ 上記内容のとおり、確認した。

【参考】なお、本件については、4月23日発出の文書において、下記内容について継続するよう、議長から通知を行っている。

○市当局からのワクチン接種に関する情報提供について

- ① 市当局からワクチン接種に関する情報提供があった場合は、随時、議会事務局総務課を通じて、全議員へメールにて伝達することとする。
- ② 会派代表者を通じた問い合わせ等に対する市当局からの回答等についても、議会事務局総務課を通じて、全議員へメールにて伝達することとする。

○市当局への要望等の申し入れについて

- ① 新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種への対応にあたっている感染症対策課、健康医療推進課、衛生研究所については、業務に専念できるよう最大限配慮すること。
- ② ワクチン接種の体制整備について、各議員が直接、担当所管に対して問い合わせや申し入れ、要望などを行えば、業務に遅れが生じるなど、影響を与えかねないことが懸念されるため、各議員から個別の要望、問い合わせ等は、直接、市当局に行わないこと。

- ③ 特に、緊急、指摘事項等があれば、会派代表者を通じて、議会事務局総務課にメールをする。
- ④ 市当局への要望等の申し入れをする場合は、会派において、これまで以上に内容を精査、整理し、回答を求めることは控えること。

4. 市当局の新型コロナウイルス対応への協力について

[宮本座長より以下のとおり報告及び説明]

○議会費の削減予算の新型コロナウイルス感染症対策等への活用について

- ・ 2月定例会において、議員報酬・政務活動費の削減を決定しているが、あわせて、議員の国内外の行政視察についても、令和3年度、令和4年度の2年間には行わないこととするのでよろしく願います。

対象 ①全ての委員会（議運・常任・特別委員会）の行政視察

②議員海外調査研究派遣

- ・ 議員の国内外の行政視察の扱いについては、5月14日の議会運営委員会で確認する。
- ・ なお、今年度の議会費の予算について、当局に、5月定例会に当該予算（5,062万8,000円）の減額補正予算の提出を依頼している。（【資料2】参照）

○時間外勤務の縮減について

- ・ 議会事務局職員の時間外勤務の縮減について、各議員におかれては、控室、応接室等の使用時間は、「議会関係諸室の使用並びに陳情者等の面会の取り扱いに関する申し合わせ」のとおり、

①閉会中は、午後5時30分まで（延長しても午後6時）

②会期中は、原則、午後6時までとし、会議が午後6時を超えたときは、会議終了後、速やかに退庁

されるよう、協力をお願いします。

- ・ 当局職員の時間外勤務の縮減については、【資料1】「5月定例会における対応について」の申し合わせを各会派内に周知されるようお願いする。特に、

①コロナ対応所管への配慮

②当局と長時間の答弁調整は行わない

③通告・質問とりまとめ・スクリーン資料提出の締切時間の厳守
をお願いします。

○議会ICT化について

- ・ 議会ICT化に向けて、昨年は、コロナ禍において、オンラインが多く活用され、議会においても、委員会条例の改正を行い、委員会へのオンライン出席を可能としたところである。
- ・ 今年度から、本格的に議会内のICT環境の整備を行っていくが、まず今年度は、「議会クラ

ウド型情報共有システム」の導入を予定している。クラウドシステムについては、今後、システムの仕様等を議会力向上会議において、ご協議いただくことになっている。

(導入スケジュールについては【資料3】参照)

- ・ 議会ICT化の推進により、議会事務局における業務効率化、職員の時間外勤務の縮減にもなることと考えるので、各議員におかれては、今後も引き続きご協力いただけるようお願いする。

【その他】

- ・ 次回の会議の開催については、必要に応じ、議長（座長）が招集する。なお、開催通知は出さない扱いとする。